

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティューワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

情報ネットワークを利用した人身権の侵害に係る民事紛争事件の審理における法律適用の
若干の問題に関する規定

（法釈[2014]11号として2014年8月21日公布、同年10月10日施行）

情報ネットワークを利用した人身権の侵害に係る民事紛争事件を正しく審理するために、「中華人民共和国民法通則」、「中華人民共和國権利侵害責任法」、「ネットワーク情報保護の強化に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」、「中華人民共和国民事訴訟法」等の法律の規定に基づき、裁判の実践を併せ考慮して、本規定を制定する。

第1条 本規定にいう「情報ネットワークを利用した人身権の侵害に係る民事紛争事件」とは、情報ネットワークを利用して他人の氏名権、名称権、名誉権、栄誉権、肖像権、プライバシー権等の人身権を侵害したことにより引き起こされた紛争事件をいう。

第2条 情報ネットワークを利用した人身権の侵害により提起された訴訟は、権利侵害行為地又は被告住所地の人民法院が管轄する。

権利侵害行為実施地には、訴えの対象である権利侵害行為を実施したコンピュータ等の端末設備の所在地が含まれ、権利侵害結果発生地には、被権利侵害者の住所地が含まれる。

第3条 原告が権利侵害責任法第36条第2項及び第3項の規定によりネットワークユーザー又はネットワークサービス提供者を提訴した場合には、人民法院は、これを受理しなければならない。

原告がネットワークユーザーのみを提訴した場合において、権利侵害の疑いのあるネットワークサービス提供者を共同被告又は第三者として追加することをネットワークユーザーが請求したときは、人民法院は、これを許可しなければならない。

原告がネットワークサービス提供者のみを提訴した場合において、特定可能なネットワークユーザーを共同被告又は第三者として追加することをネットワークサービス提供者が請求したときは、人民法院は、これを許可しなければならない。

第4条 原告がネットワークサービス提供者を提訴した場合において、権利侵害の疑いのある情報はネットワークユーザーが掲出したものであることを理由にネットワークサービス提供者が抗弁したときは、人民法院は、原告の請求及び事件の具体的な状況に基づき、権利侵害の疑いのあるネットワークユーザーを特定することができる氏名（名称）、連絡方法、ネットワークアドレス等の情報を人民法院に提供しようとするネットワークサービス提供者に命ずることができる。

ネットワークサービス提供者が正当な理由なく提供を拒否した場合には、人民法院は、民事訴訟法第114条の規定によりネットワークサービス提供者に対して処罰等の措置を講ずることができる。

原告がネットワークサービス提供者の提供した情報に基づきネットワークユーザーを

被告として追加するよう請求した場合には、人民法院は、これを許可しなければならない。

第5条 権利侵害責任法第36条第2項の規定により、被権利侵害者が書面形式又はネットワークサービス提供者が公示している方式をもってネットワークサービス提供者に発した通知に、次の各号に掲げる内容が含まれている場合には、人民法院は、これを有効であると認定しなければならない。

- (一) 通知者の氏名（名称）及び連絡方法
- (二) 必要な措置を講ずるよう求めるネットワークアドレス又は権利侵害内容を正確に特定するのに十分な関連情報
- (三) 通知者が関連情報の削除を要求する理由

被権利侵害者が発した通知が上記の条件を満たさない場合において、ネットワークサービス提供者が免責を主張するときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第6条 人民法院は、権利侵害責任法第36条第2項の規定を適用し、ネットワークサービス提供者が講じた削除、ブロック、リンク切断等の必要な措置が適時であったか否かを認定する場合には、ネットワークサービスの性質、有効な通知の形式及び正確度、ネットワーク情報による権益侵害の類型及び程度等の要因に基づき、総合的に判断しなければならない。

第7条 自身の掲出した情報が削除、ブロック、リンク切断等の措置を講じられたネットワークユーザーが、違約責任又は権利侵害の責任を負うようネットワークサービス提供者に主張した場合において、ネットワークサービス提供者が通知を受領したことを理由に抗弁したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

削除、ブロック、リンク切断等の措置を講じられたネットワークユーザーが通知内容を提供するようネットワークサービス提供者に請求した場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

第8条 通知者の通知に起因してネットワークサービス提供者が削除、ブロック、リンク切断等の措置を誤って講ずることとなった場合において、措置を講じられたネットワークユーザーが、権利侵害の責任を負うよう通知者に請求したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

誤って措置を講じられたネットワークユーザーが相応の復旧措置を講ずるようネットワークサービス提供者に請求した場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。但し、技術的条件による制限を受けて復旧することができない場合を除く。

第9条 人民法院は、権利侵害責任法第36条第3項により、ネットワークサービス提供者が「知っていた」か否かを認定する場合には、次の各号に掲げる要因を総合的に考慮しなければならない。

- (一) ネットワークサービス提供者が手作業により、又は自動的な方式にて権利侵害に係るネットワーク情報に対し推薦、順位づけ、選択、編集、整理、修正等の方式をもって処理をしていたか否か
- (二) ネットワークサービス提供者が具備しているべき情報管理能力、提供していたサービスの性質及び方式並びにそれが権利侵害を引き起こす可能性の大きさ
- (三) 当該ネットワーク情報による人身権の侵害の類型及び明白性の度合い

- (四) 当該ネットワーク情報の社会的影響の度合い又は一定期間内における閲覧数
- (五) ネットワークサービス提供者が権利侵害予防措置を講ずることについての技術的可能性及び当該提供者が相応の合理的措置を講じたか否か
- (六) ネットワークサービス提供者が同一のネットワークユーザーにより繰り返し行われた権利侵害行為又は同一の権利侵害情報に対し相応の合理的措置を講じたか否か
- (七) 本件に関連するその他の要因

第10条 人民法院は、ネットワークユーザー又はネットワークサービス提供者によるネットワーク情報の転載行為の故意過失及びその程度を認定する場合には、次の各号に掲げる要因を総合的に考慮しなければならない。

- (一) 転載主体が負う、その性質及び影響範囲に相応する注意義務
- (二) 転載された情報による他人の人身権に対する侵害の明白性の度合い
- (三) 転載された情報に対し実質的な修正が行われたか否か、又は文章の見出しを加え、若しくは修正して当該見出しと内容とが著しく合致しないようにしたか否か、及び公衆を誤導することになる可能性

第11条 ネットワークユーザー又はネットワークサービス提供者が誹謗・中傷等の手段を講じて経営主体に対する公衆の信頼を損ない、その商品又は役務の社会的評価を引き下げた場合において、権利侵害の責任を負うよう経営主体がネットワークユーザー又はネットワークサービス提供者に請求したときは、人民法院は、法によりこれを支持しなければならない。

第12条 ネットワークユーザー又はネットワークサービス提供者がネットワークを利用して自然人の遺伝子情報、カルテ資料、健康診断資料、犯罪記録、家庭住所、個人的活動等のプライバシーその他の個人情報を公開し、他人に損害をもたらした場合において、権利侵害の責任を負うよう被権利侵害者が請求したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。但し、次の各号に掲げる場合を除く。

- (一) 自然人の書面による同意を経ており、かつ、約定した範囲内で公開した場合
- (二) 社会公共の利益を促進するためであり、かつ、必要な範囲内であった場合
- (三) 学校、科学研究機構等が公共の利益に基づき学术研究又は統計という目的のために自然人の書面による同意を経て行ったもので、かつ、公開の方式が特定の自然人を識別するのに十分でない場合
- (四) 自然人が自らネットワーク上で公開した情報又はその他既に適法に公開されている個人情報
- (五) 適法なルートにより入手された個人情報
- (六) 法律又は行政法規に別段の定めのある場合

ネットワークユーザー若しくはネットワークサービス提供者が社会公共の利益若しくは社会公德に反する方式にて前項第(四)号若しくは第(五)号所定の個人情報を公開した場合、又は当該情報の公開が、保護に値する権利者の重大な利益を侵害した場合において、権利侵害の責任を負うよう権利者がネットワークユーザー又はネットワークサービス提供者に請求したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

国家機関が職権を行使して個人情報を公開する場合には、本条の規定を適用しない。

第13条 国家機関が職権により作成した文書及び公に実施した職権行為等の情報源に基づ

いてネットワークユーザー又はネットワークサービス提供者が掲出した情報に次の各号に掲げる事由のいずれかがあり、他人の人身権を侵害した場合において、権利侵害の責任を負うよう被権利侵害者が権利侵害者に請求したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

- (一) ネットワークユーザー又はネットワークサービス提供者が掲出した情報が前述の情報源の内容と合致しない場合
- (二) ネットワークユーザー又はネットワークサービス提供者が侮辱的な内容、誹謗性情報若しくは不当な見出しを加え、又は情報の加筆削除、構成の調整、順序の変更等の方式により誤解を与えた場合
- (三) 前述の情報源が既に公に訂正されているにもかかわらず、ネットワークユーザーが訂正を拒否し、又はネットワークサービス提供者が訂正をしない場合
- (四) 前述の情報源が既に公に訂正されている場合において、ネットワークユーザー又はネットワークサービス提供者が訂正前の情報をなお掲出しているとき。

第14条 被権利侵害者と権利侵害を構成するネットワークユーザー又はネットワークサービス提供者とが、一方が報酬を支払い、他の一方が削除、ブロック、リンク切断等のサービスを提供する旨の合意を達成している場合には、人民法院は、これを無効と認定しなければならない。

特定のネットワーク情報を無断で改ざん、削除若しくはブロックしている場合、又はリンク切断の方式にて他人がネットワーク情報を入手することを妨げている場合において、権利侵害の責任を負うよう当該情報を掲出するネットワークユーザー又はネットワークサービス提供者が権利侵害者に請求したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。他人の委託を受けて当該行為を実施した場合には、委託者及び受託者は連帯責任を負わなければならない。

第15条 他人を雇用、組織、教唆又は幫助してネットワーク情報の掲出又は転載により他人の人身権を侵害させた場合において、連帯責任を負うよう被権利侵害者が行為者に請求したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第16条 人民法院の判決により権利侵害者が引き受ける謝罪、影響の除去又は名誉回復等の責任形式は、権利侵害の具体的な方式及びもたらされた影響の範囲と相当でなければならない。権利侵害者が履行を拒絶した場合には、人民法院は、ネットワーク上での公告発布又は裁判文書の公布等の合理的な方式を講じて執行することができ、これにより発生する費用は権利侵害者が負担する。

第17条 ネットワークユーザー又はネットワークサービス提供者が他人の人身権を侵害し、財産損失又は重大な精神的損害を与えた場合において、権利侵害責任法第20条及び第22条の規定により、賠償責任を負うよう被権利侵害者が当該ネットワークユーザー又はネットワークサービス提供者に請求したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第18条 被権利侵害者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出は、権利侵害法第20条所定の財産損失と認定することができる。合理的な支出には、被権利侵害者又は委託代理人が権利侵害行為について調査及び証拠収集を行った際の合理的な費用が含まれる。人民法院は、当事者の請求及び具体的な事案に基づき、国の関係部門の規定

に適合する弁護士費用を賠償範囲内に算入することができる。

人身権が侵害を受けたことによりもたらされた被権利侵害者の財産損失又は当該侵害により獲得された権利侵害者の利益を確定することができない場合には、人民法院は、具体的な事案に基づき、50万元以下の範囲内において賠償金額を確定することができる。

精神的損害の賠償金額については、「民事権利侵害による精神的損害賠償責任の確定に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈」第10条の規定により確定する。

第19条 本規定の施行後、人民法院が審理中の一審又は二審の事件には、本規定を適用する。

本規定の施行前に既に最終審を経ており、本規定の施行後に当事者が再審を申し立て、又は裁判監督手続に従い再審が決定した事件については、本規定を適用しない。

（法令原文名称：关于审理利用信息网络侵害人身权益民事纠纷案件适用法律若干问题的规定）